工事請負の下請負人に係る社会保険等未加入対策について

名古屋港管理組合では、国土交通省、愛知県及び名古屋市等が建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業者の社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)未加入対策を進めていることを踏まえ、本組合発注工事の下請負人の社会保険等への加入を促進するため、以下のように社会保険等未加入建設業者(加入義務のない者は除く。以下同じ。)との一次下請契約を禁止することとしましたので、お知らせします。

※平成28・29年度の競争入札参加有資格者名簿の登録から、「建設工事」の契約の区分において、社会保険等に加入していることを条件としています。

1 対象工事

名古屋港管理組合建設部が発注するすべての建設工事を対象とします。

2 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止(その旨を契約約款に記載)します。
- (2)(1)に違反した場合は、元請負人に対して契約違反として指名停止措置及び工事成績評点の減点を行います。
- (3) 社会保険等未加入である事実を建設業許可権者へ通報します。
- ※違反が判明した場合であっても、本組合が指定する期間内(原則30日)に当該未加入建設業者が加入手続きを行ったことを、本組合が元請負人を通じて確認した場合は、指名停止措置、工事成績評定の減点及び建設業許可権者への通報は行いません。

3 実施時期

平成29年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する工事から実施します。

【社会保険等お加入等に関するお問い合わせ先】

「健康保険」及び「厚生年金保険」について・・・所管の年金事務所

「雇用保険」について・・・所管の公共職業安定所

名古屋港管理組合 建設部 管理課 TEL: 052-654-7927